

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	「日本女性会議2010きょうと」の開催								
予算額	37,000千円	新規・継続の別	新規						
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠						
担当課	男女共同参画推進課 (222-3091)								
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>日本女性会議は、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の10年」を記念し、1984年(昭和59年)に名古屋市で第1回大会が開催された。以来、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の交流の促進や情報のネットワーク化を図ることを目的とした全国規模の会議として定着しており、2010年(平成22年)、京都市での開催で27回目を迎える。</p> <p>会議の開催に当たっては、開催趣旨に賛同する市民と自治体が実行委員会を組織する。また、個人、団体、企業などが知恵や力を出し合いながら進めることにより、男女共同参画の取組を推進するための新たなネットワーク形成の土台をつくる。</p> <p>また、男女共同参画社会を実現するためには、長期的かつ幅広い視点が必要であり、次代を担う青少年(大学生、高校生等)に男女共同参画に関する意識の高揚を図ることが重要である。</p> <p>「大学のまち」、「教育先進都市」である京都の地域特性を生かし、会議の企画運営には学生の参加を求め、若い力を活用することにより次世代の育成を図る。</p>									
<p>[事業概要]</p> <p>(1) 開催日程</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年10月1日(金)</td> <td>分科会(11分科会を予定)、交流会</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月2日(土)</td> <td>全体会(開会式・基調報告・記念講演・シンポジウム・閉会式等)、エクスカージョン(市内視察)</td> </tr> <tr> <td>平成22年10月3日(日)</td> <td>エクスカージョン(市内視察)</td> </tr> </table> <p>(2) 場所 国立京都国際会館</p> <p>(3) 予定参加者数 約3,000人</p> <p>(4) テーマ ひとりひとりが輝く、色彩あふれる世界へ</p> <p>(5) 主催 日本女性会議2010きょうと実行委員会、京都市</p>				平成22年10月1日(金)	分科会(11分科会を予定)、交流会	平成22年10月2日(土)	全体会(開会式・基調報告・記念講演・シンポジウム・閉会式等)、エクスカージョン(市内視察)	平成22年10月3日(日)	エクスカージョン(市内視察)
平成22年10月1日(金)	分科会(11分科会を予定)、交流会								
平成22年10月2日(土)	全体会(開会式・基調報告・記念講演・シンポジウム・閉会式等)、エクスカージョン(市内視察)								
平成22年10月3日(日)	エクスカージョン(市内視察)								
<p>[参考(他都市の状況・事業効果など)]</p> <p>他都市開催状況(直近3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第26回 堺市 テーマ「山の動く日きたる ～ジェンダー平等の宇宙(そら)へ～」 ・第25回 富山市 テーマ「煌(きらめ)く人とひと、連なる峰々へ」 ・第24回 広島市 テーマ「一人ひとり 響きあって いま そして未来へ」 									

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	ドメスティックバイオレンス(DV)相談支援センター(仮称)の設置		
予算額	7,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	男女共同参画推進課 (222-3091)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>DVについての認知の高まりや、相談機関が周知されたことなどから、これまで潜在していたDV被害が表面化し、DV相談の件数は、全国的にも、京都市においても増加し、社会問題化している。(ウイングス京都における「女性への暴力専門相談」：平成16年度376件→平成20年度432件)</p> <p>京都市が行ったアンケート「配偶者等からの暴力に関する調査」によると、被害経験の有無について「受けたことがある」と回答した方は女性が31.3%、男性は20.3%となっている。また、DV被害者に必要な支援施策として「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」や「身近な相談窓口の充実」が挙げられている。</p> <p>こうしたDV対策への取組の強化が求められる中、平成22年度には、本市におけるDV被害者の支援策をとりまとめたDV基本計画(仮称)を策定し、平成23年度に、支援の中核施設として、ドメスティックバイオレンス(DV)相談支援センター(仮称)(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法(平成20年1月施行)において、センターの市町村設置が努力義務とされた。</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>センターの整備に当たっては、既存の施設の活用を想定している。平成22年度に改修工事を実施し、平成23年度の開所に向けて準備を行う。</p> <p>市民により身近な基礎自治体としてセンターを設置し、相談や各種情報提供、安全確保のための保護命令の申立てに関する支援、その他自立支援まで、現在ある施策を有効的に活用し、関係機関との連携強化を図りつつ、具体化に向けた検討を行っていく。また、設置に当たっては府センターとの役割分担等に十分留意する。</p>			
<p>〔参 考 (他都市の状況・事業効果など) 〕</p> <p>添付資料参照</p>			

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(抜粋)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援助等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

○ 政令指定都市に設置されている配偶者暴力相談支援センターについて

	札幌市	名古屋市	神戸市	岡山市	北九州市
施設名	札幌市配偶者暴力相談センター	名古屋市配偶者暴力相談支援センター	神戸市配偶者暴力相談支援センター	岡山市男女共同参画相談支援センター	北九州市配偶者暴力相談支援センター
設置年月日	平成17年11月15日	平成19年7月20日	平成18年11月1日	平成16年12月2日	平成18年4月18日
機能※	1号, 4号, 5号, 6号	1号, 4号, 5号, 6号	1号, 2号, 4号, 5号, 6号	1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号	1号, 2号, 4号, 5号, 6号
運営時間	・開館時間 月～金 8:45～20:00 土, 日, 祝 11:00～17:00 ・相談時間 同上 ・年末年始休み	・開館時間 月～金 9:30～18:00 ・相談時間 月～金 10:00～12:00 13:00～17:00 土, 日, 祝 (外部委託) ホットライン10:00～16:00 ・土, 日, 祝, 年末年始休み	・開館時間 火～日, 祝 9:00～12:00 13:00～17:00 ・相談時間 同上 ・月, 年末年始休み	・開館時間 月～土 10:00～20:00 日, 祝 10:00～17:00 ・相談時間 月～土 10:00～19:30 日, 祝 10:00～16:30 ・火休み	・開館時間 火～金 9:30～19:00 土, 日 9:30～17:00 ・相談時間 火～金 10:00～20:00 (閉館後も1時間実施) 土, 日 10:00～17:00 ・月, 祝, 年末年始休み
運営(委託先)	委託 駆け込みシェルター運営委員会	名古屋市	神戸市 相談業務 委託 (NPO法人フェミニストカウンセリング神戸)	岡山市	委託 (非公開)
業務内容(委託内容)	① 相談 ② 相談を行う機関の紹介 ③ 自立促進のための情報の提供, 助言, 関係機関との連絡調整その他の援助 ④ 保護命令の制度の利用についての情報の提供, 助言, 関係機関との連絡調整その他の援助 ⑤ 居住させ保護する施設の利用についての情報の提供, 助言, 関係機関との連絡調整その他の援助 ⑥ 民間団体との連絡調整	① 相談 (専門的相談) ② 自立支援のための情報提供 ③ 保護命令申し立ての援助 ④ 関係機関との連絡調整	① 相談 ② 心理的な指導 (カウンセリング) ③ 就業促進, 住宅確保, 援護制度等の情報提供や助言及び関係機関との連絡調整 ④ 保護命令制度についての情報提供, 助言, 関係機関との連絡調整 ⑤ 一時保護施設の利用についての情報提供, 助言, 関係機関との連絡調整	① 相談, 相談機関の紹介 ② 心身の健康回復のための医学的又は心理学的な指導等 ③ 被害者及び同伴する家族の一時保護 ④ 自立促進のための情報提供等 ⑤ 保護命令制度利用のための情報提供等 ⑥ 居住させ保護する施設についての情報提供等 ⑦ 保護命令事件審理の際の書面提出等 ⑧ 緊急一時保護, 自立支援のための保護 ⑨ 支援措置必要性の認定	① 相談 ② 自立支援に向けた情報提供 ③ 保護命令制度に関する情報提供 ④ 福祉事務所閉庁時における緊急一時保護施設への移送
職員の配置	2名	5名 ・一般職員 3名 ・嘱託職員 2名 (相談員)	3名 ・一般職員 1名 ・嘱託職員 1名 ・委託先職員 1名 (相談員)	6名 ・一般職員 2名 (推進センター兼務) ・嘱託職員 4名 (相談員)	4名
相談件数(電話, 面接)	平成17年度 218件 (17.11～18.3) 平成18年度 802件 平成19年度 859件 平成20年度 1188件	平成19年度 129件 (19.7～20.3) 平成20年度 353件	平成18年度 480件 (18.11～19.3) 平成19年度 1485件 平成20年度 2249件	平成16年度 691件 (推進センター受付分を含む) 平成17年度 991件 平成18年度 926件 平成19年度 1236件 平成20年度 1473件	平成18年度 119件 平成19年度 182件 平成20年度 237件
所管部署	男女共同参画課	子ども福祉課	男女共同参画課	男女共同参画課	男女共同参画推進部

※ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項各号への適応状況

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局, 産業観光局, 保健福祉局, 教育委員会

事務事業名	子ども・若者総合支援事業		
予 算 額	32,500千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	共同参画社会推進部勤労福祉青少年課 (222-3089)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] ニートやひきこもりなど、子ども・若者の抱える問題の深刻化を受けて、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、平成22年4月に施行される。 この法律は、教育再生会議の提言以降、一貫して子ども・若者に対する総合的で切れ目のない支援の必要性を国に要望してきた本市の取組が実ったものである。 本市では、行政の縦割りを廃した切れ目のない支援の実現のため、「子ども・若者・家庭の総合支援」に向け、平成21年11月に「子ども・若者総合支援プロジェクトチーム」を設置し、庁内横断的に検討を進めている。 平成22年度からは、更に同法に基づく取組を推進するための体制を整備し、すべての子どもの健やかな成長と若者の社会的自立を目指した総合的・継続的な支援を行う。</p> <p>[事業概要]</p> <p>1 子ども・若者計画の策定 本市における子ども・若者育成支援の枠組みを定めた計画を策定する。</p> <p>2 子ども・若者総合相談センターの設置 子ども・若者に関する幅広い相談に対応するワンストップ相談窓口を設置する。</p> <p>3 子ども・若者支援地域協議会の設置 地域において、子ども・若者の支援を行う関係機関から構成する協議会を設置し、各機関が行う支援を適切に組み合わせた効果的かつ円滑な支援を実施する。 ※ 支援対象：ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する30歳代までの子ども・若者で、複数の機関が連携して総合的・継続的に対応する必要のある方。</p> <p>※ 当面優先的に取り組む事項 (1) 不登校等からニート・ひきこもりへの移行を防止するために早期からの総合的支援を必要とするケース。 (2) 家庭問題や心身の問題など複雑な背景があり、既存の相談・支援機関単独の取組だけでは効果が期待できず、他の関係機関との連携が必要なケース。</p>			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	上京区総合庁舎整備		
予算額	34,000千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	市民生活部区政推進課 (222-3048)		
[事業実施に至る経過・背景など] 現在の京上京区総合庁舎は、昭和12年の竣工から築72年が経過し、老朽化や狭あい化が著しくなっている。また、保健所が別庁舎となっていることから、建替えによる総合庁舎化が喫緊の課題となっている。 上京区が区制130周年を迎える平成21年度中には、総合庁舎整備に向けた取組として、庁舎整備基本計画を策定・公表することを予定している。			
[事業概要] 平成22年度は、上記基本計画を踏まえて総合庁舎整備に係る基本設計を実施するとともに、基本設計の実施に先立って現区役所敷地の測量を実施する。 併せて、現庁舎の除却に先立って仮移転施設の整備が必要となるため、仮庁舎整備のための設計を実施する。			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	路上喫煙等禁止区域の拡大		
予 算 額	19,000千円	新規・継続の別	新 規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民生活部地域づくり推進課 (222-3049)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」は、平成19年5月市会において可決され、平成19年6月1日から施行している。また、平成19年11月1日に路上喫煙等禁止区域を指定し、平成20年6月1日から禁止区域での違反者に対し1千円の過料を徴収している。</p> <p>これまでの取組により、市民や観光旅行者等に条例の趣旨が浸透してきており、禁止区域内での路上喫煙率は、禁止区域指定前と比較すると、約8割減少している。その一方で、禁止区域から離れた地域では路上喫煙者が存在しており、引き続き、条例の周知・啓発を図っていく必要がある。</p> <p>【事業概要】</p> <p>路上喫煙等禁止区域の拡大については、現在、京都市路上喫煙等対策審議会（平成21年11月開催）に新たな禁止区域の指定について諮問しており、この審議会での議論を踏まえながら、指定区域の選定を行っていく。</p> <p>22年度には、路上喫煙等禁止区域を指定するとともに、駅ターミナルへの啓発パネルの掲出、観光雑誌への啓発記事の掲載などの広報活動を積極的に実施することで、市内全域で喫煙マナーの向上を図っていく。</p>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p>			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	次期各区基本計画の策定に向けた取組		
予 算 額	54,000千円	新規・継続の別	継 続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民生活部地域づくり推進課(222 - 3049)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 京都市では、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想である「京都市基本構想」(平成13～37年)に基づき、各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの指針として、11行政区ごとに「各区基本計画」(平成13～22年)を策定している。</p> <p>なお、「各区基本計画」は、基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す「京都市基本計画」(平成13～22年)と同列の計画に位置付けられている。</p>			
<p>【事業概要】</p> <p>1 基本的な考え方 区民の皆様と行政との協働による取組の一層の充実を図るため、計画の策定段階からの区民参加の充実を図り、区の将来の姿や目指すべき方向性を区民の皆様と行政が共有するための中長期のビジョン(指針)として策定する。</p> <p>2 策定方法 自治会組織や各種団体の代表者などで構成する住民円卓会議を平成20年度から各区で設置し、将来の姿を共有して課題を抽出するとともに、課題解決に向けた区民の皆様自主的な取組も御議論いただくなど、できる限り広範な区民の皆様御意見を計画に反映するよう努めている。</p> <p>また、次期各区基本計画策定委員会を各区で設置し、住民円卓会議で議論された内容などを踏まえ、各区基本計画の策定に向けた取組を進めている。</p> <p>3 策定スケジュール(標準) 平成22年度 上半期 パブリック・コメント実施 下半期 計画最終案の作成に向けた取組、計画の決定・公表</p> <p>※ 各区の状況により、異なる場合がある。</p>			
<p>【参 考 (他都市の状況・事業効果など)】 「各区基本計画」策定支援のため、「まちづくりアドバイザー」(まちづくりに関する専門的知識・経験などを有する京都市非常勤嘱託員)を平成21年度から増員している(6→11人)。</p>			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	市民活動・NPO・ボランティア活動環境整備(プラットフォーム)事業		
予 算 額	1,000千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民生活部地域づくり推進課 (222-3049)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行以来、市内には約680ものNPO法人が設立されるなど、多くの市民団体等による活動が行われている。</p> <p>本市では、平成15年に開設した市民活動総合センターにおいて、団体の設立や初期の立上げ時期を中心とした数々の支援事業を展開しており、多くの市民に利用されている。</p> <p>しかし、近年の社会状況の変化により地域や社会が抱える課題・ニーズは多様化・高度化しており、多様な市民活動が様々な規模や形態で展開されるようになった。</p> <p>このような状況の変化に伴い、NPOや市民活動団体が活動目的を達成するために必要な環境の整備やNPOとの協働の推進などについて、行政の対応（支援）の変化が求められている。</p> <p>【事業概要】</p> <p>本市の市民活動支援の指針である「京都市市民活動・NPO・ボランティア活動プラットフォーム（仮称）」（21年度中に策定予定）に基づき、NPO等の活動の場「スモールオフィス」100箇所整備計画を22年度に策定し、23年度の100箇所整備に向けた取組を進める。</p> <p>また、<u>現行の市民活動総合センターに設置しているような団体設立初期の支援を目的としたものだけでなく、ミーティング・共同作業の場や本格的な団体の事務所として利用できる場の提供など、多様なタイプの活動拠点の整備について検討する。</u></p>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p>			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	地域コミュニティの活性化に向けた方策の調査・検討		
予算額	5,000千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	市民生活部地域づくり推進課（222-3049）		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 京都のまちには、住民自治の伝統や支え合いの精神が息づいており、自治会組織等の地域団体や目的別に活動する市民活動組織によって、地域における様々なまちづくり活動が活発に展開され、これらの活動によって「地域力」が培われてきた。</p> <p>しかし、近年の社会経済構造の変化や都市人口の流動化等に伴い、地域住民の生活様式や価値観の多様化が進む中で、住民相互のつながりが希薄化し、自治会組織の加入率も低下傾向にあるといわれている。京都においても、このような状況下で、全国に誇る「地域力」の低下が危惧されている。</p>			
<p>【事業概要】 「地域力」の維持、向上を図り、自治会組織をはじめとする多様な地域コミュニティの活性化に向けた必要な方策について検討するため、平成20年度から「京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会」を設置し、地域における情報共有や人材育成のあり方、自治会組織の活性化策、また行政の役割、組織のあり方等について、活発な議論を行っていただいております。21年度中に懇話会から本市への提言をいただく予定である。</p> <p>懇話会からの提言を踏まえ、22年度については、<u>地域コミュニティ活性化のための実効性のある具体的な方策等について検討する組織を新たに立ち上げ</u>、23年度からの方策実施を目指す。</p>			
<p>【参考（他都市の状況・事業効果など）】 多くの政令指定都市において、自治会、町内会への加入促進チラシの配布等の自治会、町内会への加入促進事業を実施している。</p> <p>金沢市では、集合住宅の住民を含む地域の住民相互の連帯意識を醸成し、住民のまちづくりへの参画を促進することにより、良好な地域社会の形成を目的とする「集合住宅におけるコミュニティ組織の形成に関する条例」を平成20年4月から施行している。</p>			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	犯罪被害者支援策の調査・検討		
予算額	3,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	局配分枠
担当課	市民生活部地域づくり推進課(222 - 3049)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>1 基本的な認識</p> <p>本市では、生命を大切にし、被害者も加害者も出さず、また、もし犯罪が起きてしまった場合は、被害者の皆様の言葉をしっかりと受け止めながら、社会全体で被害者をしっかりと支え、共に将来に目を向けて歩いていける社会を築かなければならないと考えている。</p> <p>2 これまでの取組</p> <p>こうした基本的な認識のもと、京都市生活安全基本計画（平成12年8月策定）において「被害者等への支援の推進」を「京都市及び関係機関の取組」の8つの柱の1つに掲げ、社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援や、京都府犯罪被害者支援連絡協議会への参画などを実施してきた。</p> <p>3 近年の状況</p> <p>近年、京都犯罪被害者支援センターにおける相談件数が増加傾向にあることなども踏まえ、犯罪被害者支援に特化した条例の制定の検討も含め、犯罪被害者支援策の調査・検討を行うこととしたものである。</p> <p>〔事業概要〕（予定）</p> <p>具体的な調査・検討の内容は今後検討することとしているが、現時点で想定している調査・検討項目は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者支援策研究会（仮称）の設置 2 社会全体で被害者を支える気運を醸成するための、被害者支援フォーラム（仮称）の開催や啓発リーフレットの作成 3 犯罪被害者支援に特化した条例の制定も含めた、被害者支援策の研究 <p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</p> <p>犯罪被害者支援に特化した条例を制定している政令指定都市はない。</p>			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	消費者教育・啓発の推進		
予 算 額	40,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	市民総合相談課 (256-1110)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 消費者行政活性化のため、平成20年度に国から交付された地方消費者行政活性化交付金により都道府県に造成された基金を活用し、消費生活相談窓口の充実や、消費者被害防止のための啓発事業を実施する。</p> <p>[事業概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしのフォーラム（仮称）の開催 消費者自らが、「自立した主体としての消費者」として、多様な選択肢の中から主体的に選び、積極的に行動できるよう、環境、食、住まい、文化など幅広い角度から、市民とともに考えるシンポジウムを開催し、消費者の自立支援を目指す。 2 大学における消費者講座の開講 大学生が消費者契約トラブルなどの消費者問題等を学ぶための講座（授業）を、大学及び大学コンソーシアム京都との協働により開講する。 3 「マイシティライフ」特別号の全戸配布 生活情報誌「マイシティライフ」（昭和59年発行開始、年4回発行）の特別号を作成し、全戸配布することにより相談窓口等の周知強化を図る。 4 祝日における電話相談の実施 週末の緊急時の相談に対応するため、平成17年4月から京都府と共同で、NPO法人京都消費生活有資格者の会への委託事業として土、日曜日に実施している電話相談を相談機会拡大のため、祝日においても実施し、消費者被害の更なる未然防止に努める。 5 その他 消費生活相談窓口充実、消費者啓発事業等 			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	第26回国民文化祭・京都2011開催準備		
予算額	41,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	文化芸術都市推進室文化芸術企画課(366-0033)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>国民文化祭は、昭和61年度から各都道府県持ち回りで毎年開催している国民的な文化の祭典であり、市民の文化活動を、全国的な規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、広く文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造と、地域文化の振興に寄与することを目的とするものである。</p> <p>平成23年度には京都で開催される予定であり、本市では、文化庁や京都府等と協調して準備を行い、国民文化祭を契機として多様な文化活動に市民が触れ、全国からの参加者と交流するとともに、京都の文化を全国に発信する絶好の機会とする。</p> <p>・開催期間 平成23年10月29日(土)～11月6日(日) (9日間)</p> <p>【事業概要】</p> <p>平成23年度の開催に向けて、関係機関と引き続き調整を図ったうえで、京都市で実施する事業の具体的な検討を行うとともに、国民文化祭の知名度アップのためのPR活動を展開する。</p> <p><平成22年度の主な取組内容></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国民文化祭実行委員会及び事業別企画委員会の運営 ② 本市主催事業に係る開催要綱等の策定 ③ 京都会館開館50周年記念事業等のプレ事業の実施 ④ 広報活動 ⑤ 関係機関との協議、連絡調整 ⑥ 先催県視察 			
<p>【参考（他都市の状況・事業効果など）】</p> <p>近年の開催状況（カッコ内は開催期間及び来場者数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度 徳島開催（H19.10.27～11.4 769,687人） ・平成20年度 茨城開催（H20.11.1～11.9 1,181,572人） ・平成21年度 静岡開催（H21.10.24～11.8 2,148,195人） ・平成22年度 岡山開催予定（H22.10.30～11.7） 			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	京都会館開館50周年記念事業		
予算額	15,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	文化芸術都市推進室文化芸術企画課(366-0033)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕 京都会館は、府内唯一の大規模ホールを持つ京都の「文化の殿堂」として、昭和35年の開館以来、市民はもとより全国の著名なアーティスト等幅広い層から愛され続けており、平成22年4月には開館50周年を迎える。 これを記念して、平成22年度に、京都会館開館50周年記念事業を実施するとともに、翌23年度の国民文化祭・京都2011と合わせ、京都会館の新たな50年に向けた再整備への気運を盛り上げる。</p> <p>〔事業概要〕 開館50周年を迎える平成22年4月29日に、記念式典及び京都市交響楽団等によるオープニングコンサートを開催するとともに、その他記念事業を実施し、また、22年度中に京都会館で開催される各種イベント等の主催者に冠名義の使用を依頼し、多くの主催者・参加者ととも開館50周年を祝う。 ・開催期間 平成22年4月29日（木・祝）～平成23年3月31日（木）</p> <p>＜主な記念事業＞</p> <p>①「京都会館開館50周年記念式典及びオープニングコンサート」（4/29） 京都会館を長きにわたり御利用いただいた方々へ感謝を表すとともに、50年前のこけら公演と同じ曲目「ベートーベン交響曲第9番」を、京都市交響楽団と公募の市民参加により結成する「京都会館の50周年を祝う祝典第九合唱団」が演奏する。</p> <p>②「市民寄席～300回記念～」（5/8） 京都会館第二ホールを舞台に長年開催されてきた「市民寄席」が開催300回を迎えるため、京都会館開館50周年記念事業の一環として共催開催する。</p> <p>③「開館50周年記念創作バレエ公演」（10/3） 開館当初から利用が多いジャンルの催しであるため、記念公演としての創作を含むバレエを制作・公演する。</p>			
<p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</p>			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり		
予 算 額	1,800千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	文化芸術都市推進室文化芸術企画課(366-0033)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>これまで京都のまちは、優れた文化の集積によって多くの若い人材を惹きつけ、その才能を育んできた。また、その若い才能が放つ瑞々しい創作のエネルギーを、文化の集積の、より一層の厚みへとつなげてきた。</p> <p>しかし、今日、京都で生まれた才能が、京都のまちに根を下ろして活動を続ける環境を見出せず、他の都市に制作や発表の場を求めて移り出ていく状況も見られる。</p> <p>このような状況を踏まえ、本事業は、「京都文化芸術都市創生計画」(平成19年3月策定)における、京都が全国をリードする「五つの京都先行プロジェクト(※)」の一つとして、将来の飛躍の可能性を秘めた若い人材が、数多く京都に学び、京都にとどまり学んだものに磨きをかけることを支援することで、京都のまちで文化芸術が大きく育っていくことを目指す。</p> <p>※ 五つの京都先行プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進 ② 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進 ③ 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成 ④ 新たな文化芸術を創生する若き人材の育成 ⑤ 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり <p>【事業概要】</p> <p>若手芸術家の京都における居住・制作・発表を促進するため、既存の町家や倉庫、公的住宅等の活用による居住・制作の場づくりや、小学校跡地施設や公共空間等を活用した発表の場づくりなどに取り組む。</p> <p>なお、本事業の実施に当たっては、文化芸術に係る専門家をディレクターとして迎え、協働して制度の構築、運営に当たる予定をしている。</p> <p><平成22年度取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営組織(ディレクター等)の決定 ② 施設の選定 ③ 芸術家の募集・決定 			
<p>【参考(他都市の状況・事業効果など)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「取手アートプロジェクト2008」(茨城県取手市) 公営住宅を芸術家に開放 2 「芸術不動産」事業(神奈川県横浜市) 既存建物を芸術家とともに改修し、居住・制作の場として活用 			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	岡崎地域活性化ビジョン及び京都会館再整備基本計画の策定		
予算額	20,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	文化芸術都市推進室文化芸術企画課(366-0033)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>岡崎地域は、東京遷都で衰退した京都に活力を呼び戻すことを目的に、平安建都1100年記念事業として開催された第4回内国勧業博覧会(明治28年)を礎として、平安神宮をはじめ、動物園、美術館、京都会館、みやこめっせ等が整備されてきた。国内でも類をみない文化交流施設の集積ゾーンとして、年間500万人を超える人々が訪れる岡崎地域は、「国際文化観光都市」京都にとって他に代えることのできない貴重な財産であり、岡崎公園の緑や琵琶湖疏水、優れた近代建築群と東山を借景としたスケールの大きい都市空間など、国の「都市景観100選」にも選ばれている優れた景観、風致は、将来に向けて保全・継承していかなければならない。また、市民アンケートや、次期基本計画をはじめとした京都市の各種行政計画においても一層の活性化が期待されており、文化施設や自然資源の集積等の地域ポテンシャルを活かすことで様々な発展の可能性が期待される。</p> <p>こうした中、立地する京都会館や動物園など具体施設の再整備の動きがある。平成22年4月に開館50周年を迎える京都会館については、府内随一の大規模ホールを持つ「文化の殿堂」として、また岡崎地域のシンボルとして長きにわたって愛されてきたが、経年とともに施設全体に老朽化が進み、舞台、設備機能等も近年のニーズに答えきれない状況になっている。</p> <p>本市では、こうした状況を改善するため、平成21年度に京都会館再整備基本構想をまとめ、ホールとしての機能向上とともに、周辺施設との連携や民間活力の導入など、京都会館のポテンシャルを活かすことで、岡崎地域全体の魅力や賑わい創出につなげることを目指している。</p> <p>[事業概要]</p> <p>今後の京都を先導するプロジェクトの一つとして、岡崎地域の活性化に取り組むこととし、平成22年度は、岡崎地域活性化ビジョン及び京都会館再整備基本計画の策定に取り組む。</p> <p>なお、事業の推進に向けては、市民、企業、大学等の共汗による取組が不可欠であることから、岡崎地域の魅力や京都会館の有用性をアピールするプロモーション用資料(DVD等)を作成するなどし、当該事業への参画を積極的に図る。</p> <p><岡崎地域活性化ビジョン></p> <p>検討委員会を設置し、立地する各施設の連携や賑わいの創出、アクセスの改善等、ソフト面の活性化戦略を検討し、岡崎地域活性化ビジョンを策定する。</p> <p><京都会館再整備基本計画></p> <p>岡崎地域活性化ビジョンと並行して、京都会館再整備基本計画の策定に取り組む。検討に当たっては、岡崎地域活性化の起爆剤として京都会館再整備の実現性を高めるため、民間活力を積極的に取り入れ、参画企業等の誘致等を目指す。</p>			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	新「京都市動物園構想」の推進		
予算額	226,000千円	新規・継続の別	継続
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	動物園 (771-0210)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>京都市動物園は、明治36(1903)年4月、東京の上野動物園に次いで我が国で2番目に開園した動物園で、これまでから、来園者が気軽に動物達と触れ合うことのできる「おとぎの国」の開設やゴリラの三世代繁殖の成功など、全国に先駆けた様々な取組を行ってきた。</p> <p>しかし、この施設は老朽化が著しく、環境保全や維持管理コストの面からも、新しい時代に適応した施設へのリニューアルが望まれているところである。</p> <p>こうした中、平成21年3月に「動物園大好き市民会議」を設置し、市民の皆様との協働による取組を進め、平成21年11月に共汗でつくる新「京都市動物園構想」を策定した。この構想に基づき、都心から近くて交通の便が良く、動物がお客様に近いという魅力を継承するとともに、これまでも増して環境エンリッチメントに取り組み、動物たちが幸せに暮らし、お客様も楽しい「近くて楽しい動物園」の実現を目指す。</p> <p>整備は、休園することなく段階的に実施し、平成27年度末には新たな都市型動物園として生まれ変わることを目指す。</p>			
<p>〔事業概要〕</p> <p>平成22年度は、各ゾーンごとに以下の施設整備を推進する。</p> <p>1 新「おとぎの国」建築 23年度当初オープン予定</p> <p>(1) 新築場所 類人猿舎西側の子ども広場及び南猛獣舎(21年度解体撤去)付近一帯</p> <p>(2) 敷地面積 約2,700㎡</p> <p>(3) 飼育展示動物 ウサギ, テンジクネズミ, ヤギ, ヒツジ他</p> <p>2 他のゾーンにおける主な整備</p> <p>整備を休園することなく段階的に実施するため、主に以下の整備を推進する。</p> <p>ネコワールド実施設計, アフリカの草原実施設計, 病院・救護センター実施設計, バク舎実施設計等。</p>			
<p>〔参考(他都市の状況・事業効果など)〕</p> <p>他都市動物園の動物ふれあいコーナー設置状況について</p>			
園館名	上野動物園(東京都)	東山動植物園(名古屋市)	旭山動物園(旭山市)
設置・改修年月	平成2年5月(改修)	平成9年3月(改修)	平成9年4月(設置)
敷地面積	約8,000㎡	約14,000㎡	約192㎡
設置・改修費用	360,000千円	1,015,000千円	99,179千円
備考	なかよし広場(ふれあいコーナー, 曲屋等)	こども動物園(ふれあいコーナー, 小鳥とリスの森, サル山, タヌキの里)	こども牧場(ウサギ, モルモット及びは虫類の展示)

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	動物園整備基金積立																						
予 算 額	40,530千円	新規・継続の別	新規																				
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠																				
担 当 課	動物園 (771-0210)																						
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 京都市動物園は、明治36年4月(1903年)に、建設総額の約4割を市民(約6,000人)の寄附金を元に全国で2番目に開園し、市民の手により誕生した全国初の動物園として、100年以上多くの皆様に愛されてきた。 平成21年11月に策定した、共汗でつくる新「京都市動物園構想」は、開園以来100年以上が経過した施設の再整備を機に、更に100年先も愛され続ける動物園を目指そうと、「動物の飼育・展示」、「環境教育」、「種の保存」、「研究」の具体的な方策をまとめたものである。 本構想の推進に当たっては、多額の整備費用を必要とするため、本基金を設置し、寄附金等を積立て、整備費用の一部に充当する。</p> <p>【事業概要】 多くの市民等皆様の御理解の下、以下のとおり入園料の改定を行い、一般入園料等の値上げ分について、本基金に積立て、整備費用の一部に充当する。 なお、生涯学習施設として楽しく学んでいただくため、現行の中学生入園料300円は無料とする。 また、動物の飼育環境整備の支援を目的とした「動物サポーター」制度、法人等の支援を得ながらの「広告」制度等の諸制度を整備し、これらによる収入についても整備費用の一部に充当する。</p> <p>入園料の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21</th> <th></th> <th>22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>500円</td> <td>⇒</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>団体一般</td> <td>400円</td> <td>⇒</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>300円</td> <td>⇒</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>年間入園券</td> <td>2,000円</td> <td>⇒</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>					21		22	一般	500円	⇒	600円	団体一般	400円	⇒	500円	中学生	300円	⇒	無料	年間入園券	2,000円	⇒	2,400円
	21		22																				
一般	500円	⇒	600円																				
団体一般	400円	⇒	500円																				
中学生	300円	⇒	無料																				
年間入園券	2,000円	⇒	2,400円																				
<p>【参 考 (他都市の状況・事業効果など)】</p>																							

平成22年度 京都市予算案 事業概要

事務事業名	世界遺産・二条城一口城主(本格修理募金事業)		
予 算 額	103,000千円	新規・継続の別	新 規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担 当 課	元離宮二条城事務所(841-0096)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕 二条城においては、現在、二之丸御殿等の耐震調査に取り組んでおり、調査終了後の平成23年度以降早期に、二之丸御殿（国宝）、本丸御殿・東大手門（重要文化財）を始めとする文化財建造物の本格修理事業を進めていくためには、100億円を超える事業費が必要となる。 そこで、必要な財源を確保するため、国に対して財政支援等を求めるほか、広く国内外の個人、法人等からの寄附金を集めることとし、集まった寄附金は、本市の文化事業基金（二条城）へ積み立て、本格修理事業着手後は、当該事業の財源の一部に充当していく。</p> <p>〔事業概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対 象 国内外の個人、法人、団体 ○寄 附 金 一口1万円※から（寄附者に表彰状等を発行） ※1万円未満の寄附も可 ○募集開始 22年度から ○目標総額 50億円 ○寄附方法 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関、郵便局より所定の振込用紙で振込み ・振込用紙は、二条城等に備え付ける。 ○特 典 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の寄附者に「城主手形」を発行し、二条城への無料入城等の優待を行う（有効期間あり）。 ・寄附の口数により、オリジナルの記念品を発行 ・寄附者対象の修理工事現地説明会等を開催する。 ・税法上の優遇措置あり（法人税の損金算入、所得税・個人住民税の控除） 			
<p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名古屋市（名古屋城）。名古屋城本丸御殿基金。平成14年4月から募金開始。募金目標額；50億円。募金状況；約43億680万円（21年11月末現在）。 2 熊本市（熊本城）。熊本城復元募金（新「一口城主制度」）。平成21年1月から募金開始。募金目標額；7億円。募金状況；約3億5,117万円（21年12月6日末現在）。 			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	大学との連携による未指定文化財庭園の調査		
予 算 額	2,900千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	局配分枠
担 当 課	文化芸術都市推進室文化財保護課(761-7799)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>生活環境の急激な変化により京町家をはじめとする民家の庭は消滅の危機に瀕しているが、一部を除き、その調査はこれまでほとんど行われておらず、現時点において、民家の庭のほとんどの文化財的価値は未確定である。また、民家の庭の中でも、とりわけ文化的価値が高いと思われる明治後期から昭和初期にかけて築かれた南禅寺界限別邸庭園群については、個々に詳細な調査がなされている庭園がある一方、全体の把握はできていない状況にある。</p> <p>京都の歴史を理解するうえで民家の庭の保護は重要であり、このまま放置すると、知られぬままに市民の貴重な歴史遺産が亡失する危険性がある。</p> <p>京都市内には庭園や建物の調査・研究に関して実績を持った大学があるため、そうした大学と連携して民家の庭に関する調査を行い、その文化財的価値を把握し、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものについては市指定や登録文化財等として保護し、活用していく。</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>◆京町家など民家の庭の調査（南禅寺界限別邸庭園群を除く。） 平成22～24年度の3箇年計画で、町家を含む民家の庭の調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 以前の調査で文献により確認した庭の実態調査を行う。 ・平成23,24年度 平成22年度の調査物件の中から学術的・歴史的に優れた庭を選出し、概要調査（専門家による簡易調査、資料収集など）を行う。 <p>◆南禅寺界限別邸庭園群の調査 平成22～23年度の2箇年計画で、南禅寺界限別邸庭園群の調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 庭園の分布・所在調査により南禅寺界限別邸庭園群の文化財的価値の証明を行い、その中から代表的な庭園を選出し、概要調査を行う。 ・平成23年度 平成22年度に引き続き、分布・所在調査物件の中から代表的な庭園を選出し、その概要調査を行う。 			
〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	重要文化的景観選定に向けた調査		
予 算 額	2,100千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	局配分枠
担 当 課	文化芸術都市推進室文化財保護課(761-7799)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】 文化的景観の選定については、これまで農山漁村の生業に関する景観を軸に進められてきたが、近年、文化庁では、都市における文化的景観の選定を進めようとしている。本市においては、都市型の文化的景観として左京区岡崎地区が最も価値評価や選定条件が整っているとの判断の下、岡崎地区を対象とした国の重要文化的景観選定に向けた調査を実施する。</p> <p>重要文化的景観に選定されることにより、岡崎地区の歴史的価値が再認識され、保存意識の向上や観光資源としての付加価値が高まることが期待できるほか、修理、修景等整備事業に対する国庫補助制度（補助率：1/2）を活用することができる。</p>			
<p>【事業概要】 京都の近代化の象徴的な地域である岡崎地区の文化的景観の保存を図るため、琵琶湖疏水関連施設や美術館などを範囲として、国の重要文化的景観の選定を受けることを目指し、その歴史的変遷や景観構成要素等の調査、保存計画の策定を行う。</p> <p>事業は、平成22・23年度の2箇年にわたって実施し、平成24年1月に文化庁に対し、国の重要文化的景観への選定のための申出を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度：委員会設立・開催，調査の実施 ・平成23年度：委員会開催，調査の実施，報告書作成，文化庁への申出書提出 			
<p><文化的景観について> 文化的景観とは、文化財保護法では「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と規定され、国は、都道府県又は市町村の申し出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、文化財としての価値に照らし、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定している。</p>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p>			

平成22年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	京都スポーツの殿堂		
予算額	10,000千円	新規・継続の別	新規
		未来まちづくり推進枠・局配分枠の別	未来まちづくり推進枠
担当課	市民スポーツ振興室スポーツ企画課 (366-0168)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の目標や子どもたちの憧れの的となる競技スポーツ分野における京都ゆかりのトップアスリート等を顕彰するとともに、その偉業に冠する「殿堂入り」した方々の力をスポーツ振興をはじめとする京都市政全般の発展に活かす契機とする。 京都のスポーツのメッカである西京極総合運動公園の活性化を図る。 <p>[事業概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> 殿堂ホール整備 (平成23年3月オープン予定) 西京極の市民スポーツ会館1階の部屋を改修 殿堂入り受賞者のレリーフ、記念品等を展示 選考委員会 選考委員は、学識経験者、報道関係者等10名程度で構成 殿堂入り授賞式 (平成23年2月予定) 伝道事業 (平成23年3月実施予定) 殿堂入り受賞者による講演会 殿堂入り受賞者によるスポーツ教室 名誉館長等の委嘱 殿堂入り受賞者に対して、京都のスポーツ施設の名誉館長等を委嘱 <p>[参考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>			